

令和5年9月第7回室戸市議会定例会会議録（第6号）

1. 日 時 令和5年9月28日（木）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 補 吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	税 務 課 長 西 村 城 人
市 民 課 長 濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長 辻 さおり
保健介護課長 正 木 亜 弥	人権啓発課長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建設土木課長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防災対策課長 西 岡 佳 久
健康医療政策課長 松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長 上 松 富士樹
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長 山 本 康 二	生涯学習課長 和 田 美紗子
水道局長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第3号 室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第5号 室戸市火災予防条例の一部改正について

議案第6号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第6号）について
(総務文教委員会委員長報告)

日程第2 議案第4号 室戸市福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

議案第7号 令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
について

議案第8号 令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につ
いて

議案第9号 高知県広域食肉センター事務組合の解散について

議案第10号 高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継について
(産業厚生委員会委員長報告)

日程第3 請願第1号 企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第4 議案第11号 令和5年度室戸市一般会計補正予算（第7号）について

日程第5 議案第12号 室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について

8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第5まで

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（町田又一君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。山本議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（山本賢誓君） 議会運営委員会委員長報告を行います。

これは追加議案に対するものであります。

先日、議長から追加議案の取扱いについて諮問があり、本日午前9時20分から議会運営委員会を開会し、協議を行いましたので、御報告申し上げます。

市長から追加提案されました議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第7号）につきましては、本日委員会付託を省略の上、審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をお願いいたしたいと思っております。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから議案第6号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第6号）についてまで、以上4件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております総務文教委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第2、議案第4号室戸市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてから議案第10号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてまで、以上5件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております産業厚生委員会委員長報告は、お手元に配付してあるとおりです。

お諮りいたします。

本案に関する委員長報告は、会議規則第39条第3項の規定により省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決しました。

この委員長報告に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてから日程第2、議案第10号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてまで、以上9件を一括して行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。久保田浩君。

○1番（久保田 浩君） おはようございます。1番久保田浩。議案第6号の令和5年度室戸市一般会計予算の補正予算に対して反対の立場で討論いたします。

私の反対の理由は、2款1項5目財産管理費、12節委託料に計上されている本庁舎の耐震補強改良工事等概算費用算出委託料2,382万6,000円であります。

庁舎問題については、昨年の4月から今年の2月の住民投票までの間、何度となく住民説明会が開催され、現庁舎の耐震補強改修工事費が15億6,000万円、庁舎の移転建て替えを行えば47億円と説明されてきました。2月19日の住民投票によって、室戸市民の大半は現庁舎の耐震改修で十分であると判断いたしました。この概算事業費を作成したのは市長以下、執行部の皆さんです。市民からこの概算事業費がおかしい、もう一度精査するべきであるとかという声ありません。また、そういった意見ありませんし、市民は求めていません。また、市民から庁舎の移転建て替えを求める声もなく、住民投票の結果に対して疑義があるという意見も全く

聞かれませんか。

今、室戸市内において庁舎の移転建て替えを望んでいるのは植田市長、あなただけではないでしょうか。あなた1人が住民投票の結果を受入れせず、庁舎の移転建て替えを進めようとしているのではないのでしょうか。今、物価高、燃油高等によって市民生活は厳しい状況です。そういった中、2,300万円以上ものお金とそして時間を費やして庁舎の改修費用の再算出を行う必要はあるのでしょうか。私は必要ないと思いますので、本案に対して反対いたします。どうか議員の皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 先ほど久保田議員が反対意見を述べましたが、基本的に久保田議員の反対意見に賛成するものでありますが、この市長の提案する市役所本庁舎の耐震補強改修工事概算費用を算出する委託業務2,382万5,000円につきましては反対を表明するものであります。

そもそも、今回のこの見積りの予算の対象となっておるのは、本庁舎の耐震補強工事だけではなくて、その西にある旧消防庁舎の跡に新しい西庁舎というものを3階建てで1,500平米ですか、約500坪になるような大きな建物を新築するということが含まれておるわけですが、これは今まで市が市民に対して説明してきたこと、あるいは住民投票なんかで提示された選択肢の中にも入ってない、補強工事というよりも新しい建物を新築するということが主体となった全く新しい提案になっておるわけでありまして。こういうふうな市民をだますような、こういう提案をすべきではないと思うんだよね。

もともと、この耐震補強工事については、やすらぎで第1回目にやった説明会では2つの案を出しとったんだよ、A案、B案というのを。A案というのが西庁舎を新築するということが入った案になつとるわけだ。B案というのは本来市民が考えておった本庁舎の耐震補強工事ということだけだったんだ。ところが、このB案というのはいつの間にか消えてしまって、本庁舎の耐震補強工事という案が消えてしまって、A案だけが、すなわち西庁舎を建てるとということを含める補強工事。補強工事というのはほとんど名ばかりであって、補強工事というのは数億円です。西庁舎を入れると数十億円に膨らんでくるわけなんですよね。これは明らかに新築移転費用と比べると、補強工事をやっても同じぐらいの大きなお金になるというようなことを市民に示すための策略のような、そういう内容になつとるわけなんです。こういうふうなことについては、我々は賛成することはできないわけですね。

本館本庁舎の補強工事だけでいいという、そういう耐震補強工事の見積りをしなくてはならないわけでありまして、この案については断固反対をしなきゃならない。だからといって、新築移転の計画に賛成するというものじゃないんですね。補強工事をやらない、西庁舎を含め

た新しい建物を建てるというようなことには市民は全然納得しないと思いますので、否決をすべきであると考えます。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。竹中真智子君。

○4番（竹中真智子君） 4番竹中真智子。議案第6号に私、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

本年2月に行われました住民投票に参加をされた市民の思いは、耐震補強案が大変に多かったという結果が出ております。

議案第6号と申しますのは、業務名で令和5年度室戸市役所本庁舎耐震補強改修工事等概算費用算出委託業務、2款1項5目財産管理費2,382万6,000円。業務内容としましては、室戸市役所本庁舎の整備方針決定の参考とするため、現庁舎の耐震補強改修工事、耐浪性診断、改修工事及び新西庁舎を建設する場合の基本設計並びに概算工事費の算出を行うというものであります。

7月に行われましたやすらぎの会場での市執行部と市議会議員との話合いの中で、突如として上がった声の中に、市役所本庁舎の西側、旧消防本部の建物のあるこの場所に、仮の名前ですが西庁舎を建設するとの話が出てまいりました。今回のこの6号議案には、耐震補強のための基本設計と概算工事費の見積りが出されています。これは、西庁舎の西側に3階建ての建物を建てるということが書かれております。これは、2月に行われた住民投票のあのあたりの時期までには、西庁舎を建てるというような話は市民には示されておられません。提示されていない項目になります。そのため、耐震工事を支持された多くの市民は、これ以上の増設は望んでいないという多くの声をいただいております。よって、私はこの案に賛成をいたしますと耐震工事も一応案には入っていますけれども、西庁舎を建てるということになりますので、それは賛同ができませんので、反対の立場から意見を述べさせていただきました。

私はこの案に反対をいたします。議員の皆さん、どうぞ御賛同いただけますようによろしくお願いいたします。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 11番山本。私はこの議案第6号室戸市一般会計補正予算の中の耐震補強工事を含む工事費の予算に対して、賛成する立場から討論をいたします。

まず、この補正予算に入っているこの工事費予算を否決をすれば、耐震補強工事は一切できなくなるということでもあります。そして、1階地下がそのまま津波に襲われてもいいという判断になると思います。そして、住民投票では耐震補強か新築移転かで皆さんに是非を問うたはずであります。それを裏切る行為がこの予算を否決するということであれば、要するにこの耐震補強工事の入った予算を否決すれば、現庁舎はそのまま、津波を受けてもそのままです。そして、もう一つは、新築移転、これしか選択肢は残されていないということでもあります。そして、この耐震補強という工事は住民投票の中で70%の方が賛同してくれたはずで、それを裏

切る行為を私は絶対許すわけにはいきません。

そして、豪華な建物とか3階建てとか、そういったものに焦点を当てて反対討論してますけれども、これは議会で特別委員会をつくったり、その規模に関しては我々が議会が決めるんですよ。例えば、1階だけの建物で平家建てだけでもええがですよ。それはなぜかという、住民に行政サービスを低下させないように、地下と1階をそして公用車を上へ上げましょうというのは、やすらぎで話し合ったときも2回ともそういう提案をしたのは我々反対派のメンバーでもあります。そして、執行部がそういう配慮をしてくれて、こういうふうな設計ができちゅうわけです。その中で、3階建てっていう話は、これは私も受け入れるわけにはいきませんが、そういった中で議会との協議ができれば、積立金の範囲内でそういったことができる、耐震補強と一部を2階に上げるということは、令和3年度から積み立てている積立金の中で対処できるという思いがあります。

それから、要するに耐震補強工事をしなくてもいい、津波浸水を受けてもいいという判断の方々がこれに反対をしておられるわけです。どういう結果になるか分かりませんが、恐らく否決の部分に入ってくると。もしそうなった場合は、これに反対した方々は、市民に対して住民投票に7割も賛成してくれた方々にどういう申し開きをするのかと、私は考えております。その庁舎は3階とかという豪華なものに対しては、議会の中で対応ができるということを理解しなくてはなりません。選択肢をなくしてはいけないということから、この予算に対して賛成をするものであります。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。河本竜二君。

○3番（河本竜二君） 3番河本竜二。この予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、議員意見交換会、その中で先ほど山本議員が言われたように、議員側から提出をした意見も執行部から出されております。そして、何よりこの耐震か移転か、これを市民の方に対するちゃんとしたデータ、情報、内容、我々議員も持っておりません。今、誰一人、市民の方に適切な説明ができる、私を含めいないと思います。その説明ができるものを作っていこう、これが今回の予算であります。非常に重要な予算であると私は考えます。この庁舎問題を少しでも前に進めるために絶対必要な予算だと私は考えておりますので、この後追加議案でもあります移転庁舎の費用、これも含めて通して、そして市民の方にちゃんと説明をできる状態をつくるのが一番だと思います。

それから、庁舎の規模に関しましても、足らなかったじゃいけないんです。考えられることを設計をする。その中で山本議員がおっしゃられたように、このものは要らない、こういうことにしていこう、そういう省略をする、または議論をして縮小する、そういうことが可能であります。ですので、私はこの予算には賛成、これをもちまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。議案第6号令和5年度室戸市一般会計補正予算、令和5年度室戸市役所本庁舎耐震補強改修工事等概算設計費用算出委託業務、これにつきまして私は賛成の立場で討論を行いたいと思います。

先ほどから山本議員それから河本議員のほうからも話がありましたが、やすらぎでの議員協議会の中では、この庁舎の現状の中で足らなかった分はどうするか。例えば今1階に福祉事務所、市民課、税務課、水道局、会計もあります。そういった部分があります。そして、地下には機械室や書庫があります。そういった部分を1階から全部この庁舎の上に上げて、果たしてそれが全部この庁舎だけで間に合うのか。

私は、それは全く間に合わないのではないかと。そうすると、どうしてもこの部分を職員たちが安全で安心をして仕事ができる体制をつくらなくてはならない。そうすると、私はこの西側に新しい庁舎を建てて、1階部分は駐車場、2階部分にそういったこの庁舎の1階部分の執務室を作る。そして、2階、3階につきましては、いろいろ今後も検討していく材料があるのではないかとこのように考えておりますので、私は西庁舎という名前ではありますが、それらも一応概算、造るとしたらどれほど要るのかという概算の費用の算出をしておかなくては困る。例えば、やらなかったらこの1階部分の執務室をどうするんだ。執務室を例えばこの西庁舎に移すとするならば、どれほど費用が要るのかという概算の設計ができていかなかったら後々困っていくのではないかとこのように考えておりますし、現在のこの庁舎も職員が安全で安心に仕事ができるためには耐震補強もやらなかったら困るとこのように私は考えておりますので、賛成の立場で討論を行いました。議員の皆さんの御賛同もお願いもいたしたいと思っております。以上です。

○議長（町田又一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第2号から日程第2、議案第10号まで、以上9件についての討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第1、議案第2号室戸市一般職の職員の給与に関する条例及び室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案について委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決をされました。

次に、議案第3号室戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第4号室戸市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和5年度室戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号令和5年度室戸市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを採

決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号高知県広域食肉センター事務組合の解散についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号高知県広域食肉センター事務組合の解散に伴う事務承継についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第3、令和5年6月定例会付託分の請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条により竹中多津美君の退席を求めます。

〔6番 竹中多津美君 退席〕

○議長（町田又一君） 本案に関し、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。河本産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（河本竜二君） 産業厚生委員会委員長報告をいたします。

令和5年5月29日に受理いたしました請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願につきまして、産業厚生委員会委員長報告を行います。

本請願につきましては、令和5年6月22日、令和5年第4回定例会におきまして産業厚生委員会に付託されたものでございます。委員会といたしまして、7月21日から8月18日の間に4回の委員会を開会し、請願代表者及び請願紹介議員から説明を受け、審査をいたしました。

請願紹介議員から、今回の請願の内容は、企業立地促進補助金を5つの企業に支出をしてい

る。市民の間でも様々な意見もあることから、補助金の交付された実態についてを議会として調査をしていただきたい。また、支給された経緯やどういう理由でこの企業が選ばれたのか、その経緯を調べる必要があると説明がありました。

また、請願代表者からは、長期で貸し付けて金利も少なくするのであれば我々もこらえるが、3,000万円、2,000万円をそのまま何も戻さんでもよい。こんなやり方があるのか。絶対許されることではないとの説明がありました。

委員からは、関係機関による調査等がなされ、要綱にのっとって適正な手続を踏んで交付されたもので視察に及ぶことはないという意見や、担当課に資料の提出を求め、その資料をチェックし、報告するほうがいいのではないかという意見等がありました。

以上の審査経緯を踏まえ、採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（町田又一君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。澤山保太郎君。

（7番澤山保太郎君「いや委員長への質疑だったらかまん」と呼ぶ）

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第3、請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願について反対の立場から討論をいたしたいと思えます。

私は、この問題が協議された委員会において請願の趣旨及び期日の問題から不採択にすべきと主張しましたがけれども、議論がかみ合わず、私は採決を棄権をしたものであります。

本請願は産業厚生委員会の管内視察業務に関する請願であります。請願の趣旨については、委員会において請願者から趣旨説明を聴取したところであります。その内容については、管内視察の行き先についての指定であり、そして企業立地促進事業補助金を受けた全ての事業者の元へ視察を求めるというものであります。また、この補助金が全て不正の補助金支給として、

徹底的に不正の追及を管内視察業務の中に求めてきたものであります。管内視察業務は、視察場所においては委員会が任意に選択すべきものであり、視察場所を強制されるものではないと考えます。また、徹底的に不正を追及せよとの要望については、管内視察業務は不正追及の場でもなく、そういった要求は到底相入れがたいと思っております。

また、根本的に一番の問題は、根本的に採択できない理由は、管内視察業務は7月の初旬であります。もう既に管内視察は終わっているのであります。そして、請願においては、継続審査から、今この場所で9月において審議ということでありますから、2か月前の業務に対する請願そのものは成り立つはずがないということであります。

そういったことから、どう考えても請願そのものが審査の対象とはなり難いということでありますから、不採択という判断が私は適当であると考えております。しかしながら、なぜか産業厚生委員会では採決の結果、請願採択という結果が出ております。2か月前に遡って管内視察をやり直すのか、委員会で不正を追及するという事に賛成という産業厚生委員会の判断は私は完全に間違っていると思いますから、ここに反対討論といたします。

○議長（町田又一君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 竹中議員は身内というか、兄弟ということで、退席というか、空けていただいております。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 117条の規定にあります。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 事務整理と健康管理のため20分間休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの件でございますが、紹介議員が討論できるかということについてでございますが、全国市議会議長会に確認をいたしましたところ、請願につきましては法的に規制するものではないということでございますので、議長はこれを許可いたしたいと思っております。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 本請願書、企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願について賛成の立場で討論いたします。

この請願の内容は極めて穏やかなものであります。この補助金を支給した5つの企業について、どういう理由で支給されたのか調べて報告してもらいたいということと、またこの補助金を交付した結果、どのような公益上の効果が周辺地域にあったのか、これを視察してもらいたいという極めて穏当な請願書であります。管内視察は終わったなどというのは、議会が任意に

決めて管内視察をやっとするわけで、新たに管内視察をやってくれということが請願書で出てきた場合には、当然検討に値するものであって、管内視察が終わったからもうやらんでもええというふうなことにはならないわけであります。

この3,000万円とか2,000万円とかという巨額の補助金が出されたということ、これはよそではちょっと見かけないような巨額のものでありますが、これについては法律上、公益性が必要だとなっとするわけです。公益性のないものに対して補助金を出すということは認められてないので、認められてないことにお金を出したら、これはきつい言葉で言えば背任罪ということを適用される可能性も疑いもあるわけです。ですから、こういう巨額のお金がただで配られるということについては、議会としては当然慎重に検討し、また出したんだったらその効果について調べるということは当然の義務であります。

山本議員は、これは採択すべきではないというふうなことを言っておりますが、もともとこういう補助金の制度を認めるべきじゃなかったんだよ、議会が。そのことを山本議員はどういうわけでこんな巨額のお金を私の企業にやっていいのか。

○議長（町田又一君） 澤山議員、発言には気をつけていただきたいと思います。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、そういうことについて調べてもらいたい。議会がどうして賛成したのかということも含めて調査をされるべきなんであります。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 私の企業に対して莫大なお金を渡すという、公金を渡すということは、基本的には認められないわけです。認められないようなことをなぜやったのかということをも市民は関心を持つとするわけ。市民は物すごく生活に困って、ここで生きていくこともできないので、県外、市外へ転出をせざるを得ないような状況になっとするわけ。人口は激減中なんだよ、そのために。そういうところに金持ちの企業に限ってお金を渡すという制度が、これ本当に正しいのかということなんだよ。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 黙らっしゃい。それぐらいの調査は、これ本当に穏やかもんです。何も糾弾するとか、不正を徹底的に追及してとか、そんなこと一つも載っとらんよ。穏当な調査なんだよ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、簡潔にお願いします。

○7番（澤山保太郎君）（続） 簡潔に終わります。ですから、私はこういう請願書は出てくるのは当然であるし、我々は賛同してちゃんと調査し、市民に報告すべきであるというふうにご考えますので、皆さんよろしくをお願いします。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 次に、反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第3、請願第1号についての討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

日程第3、請願第1号企業立地促進補助金支給対象企業への視察の請願についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択することに決しました。

竹中多津美君の入場を求めます。

〔6番 竹中多津美君 入場〕

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第4、議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案は、先日市長から追加提案されたものであります。

提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 追加議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第7号）について。

本案は、一般会計歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。

歳出は、本庁舎移転建て替え工事概算費用算出委託料について補正するものであり、繰越金を一般財源として、歳入歳出予算はそれぞれ1,872万5,000円を追加し、総額161億1,994万3,000円とするものであります。

繰越明許費の補正は、追加1件で、室戸市役所本庁舎移転建て替え工事概算費用算出委託業務1,872万5,000円であります。

繰越しの理由としましては、年度をまたがる業務期間を要する見込みであることから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、予算の繰越しを行うものであります。

以上、概略説明をいたしました。詳細につきましては関係課長から補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 次に、執行部から補足説明を求めます。濱田総務課長。

説明の間、休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山であります。質疑をいたします。

この新築移転費用の見積りの予算案であります。私は基本的にこれにも賛同できないわけですが、第1に質問ですが、この建物は一体どこへ建てるということになってるのかね。従来では、室戸高校の近くに建てるということをしきりに言っておりましたが、そのように室戸高校の近辺に建てるものと理解していいのとかどうかね。あの辺りは相当液状化も激しいことだから、くい打ちなど相当のお金がかかるわけでありますから、場所によってはこれくらいの予算では間に合わないんじゃないかと思うんだよね。聞くところによると、4,000万円ぐらいかかるかというような話も漏れ聞いたんですが、そのあたりどこに建てるかということによってまた違ってくるんじゃないかと思うので、質疑をいたします。

もう一つは、市民の立場からすれば新築建て替えというようなことは認めてないわけでありますから、この見積りの工事費用というのは全くの無駄な費用になるんじゃないかと思うんだよね。そのあたりはどう考えておるのか、この2点について質疑いたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の質疑にお答えをさせていただきます。

1点目のどこに建てるようにしているのかという御質疑ですが、今前段、課長が予算の説明をしました。その説明資料の一番下段の米印にも書いてありますとおり、本委託業務については建設場所が確定していないためということで、場所は確定をしていないという状況でございますので、御理解をいただきたいと思えます。

それと2点目は、その新築建て替えの費用は無駄な費用じゃないかということですが、これにつきましては先般の議会の皆さん方との意見交換会の中でも耐震化だけの調査をするということで、移転建て替えのための概算調査の費用を上げんというのではありませんかということで、議員の皆さんからも御指摘をいただいて両方の調査をさせていただくための今回、移転のほうの調査費を計上させていただいたということですが、不要だということについては、先ほども申したことでありますけれども、できるだけ議員の皆様にも、市民の

皆様にも御判断をしていただくためには、詳細な状況が分かるような体制が必要ではないかという考えが基本になっておりますので、御理解賜りますようによろしく願いをいたします。

(「議長、議長、すみません」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 大変失礼をいたしました。先ほど発言をしました「————」といった言葉は大変失礼な言葉になりましたので、訂正をしておわびを申し上げたいと思います。

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の2回目の質疑を許可いたします。

○7番(澤山保太郎君) 確かに市長が言われるように、両方出すということだったのに、今回、一方だけ出してきておるわけで、議員からもそれはおかしいというふうに声が出たわけがあります。だから、両方出してくるというのは市長が約束したわけ、やすらぎで。何も我々が両方出してくださいとか、どうのこうの言うとするわけじゃないわけ。我々はあくまでも新築移転ということについては反対だと。住民の多くは反対だと言うとするわけでありまして。

両方出してくるという約束にもかかわらず、両方出してきていないからおかしいじゃないかと、こう言うとするわけ。ただ、今回出てきたやつの中には西庁舎の新築というものも入るとして、西庁舎の移転建て替えという案が出てきたとしても我々は賛成し難いし、西庁舎が入った耐震補強工事という費用についても我々は反対し、そんな必要はないというふうに言うとするわけです。ですから、何か我々が要求したので出しとするんだというふうなことでなくて、市長が両方出しますという約束を破るとするのはおかしいじゃないかというふうに言うただけのことです。

そういうことですので、この今回の議案につきましては、どこへ建てるかという移転建て替えの話、移転するということはどこへ建てるかということ、これが入ってなかったら審議のしようがないわけね。建設場所が確定していないために、いろいろ外構造成道路など、検討の対象にはなっていないということを言いますが、こういうふうな欠陥のある予算案というのは、建物を建てるのにどこへ建てるか分からない、それで納得してくれ、審議してくれと言われても、それは不可能じゃないのか。従来は室高のあの辺りに建てるという検討委員会の答申も出てきた、それにするんだというふうな話があったのに、それを引っ込めたということですか。場所をどこに決めておるんです、今。移転先というのは。それを一言、言うてください。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長(植田壯一郎君) 澤山議員の2回目の質疑にお答えをさせていただきます。

場所をどこに決めているのかということと、前の検討委員会より出された答申を引っ込めたのかといった御指摘もありましたけれども、あの段階では検討委員会での答申として、現在あります消防署の裏のほうといった御提案をいただいておりますけれども、今の時点ではその場所が確定する段階になっておりません。それは、耐震でいくのか、移転でいくのかといったことが決定をしていないからという状況から、場所が決められてないということでありまして

ので、御理解をいただけますようによろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第4、議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算（第7号）についてを行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山であります。

先ほどの質疑でも申し上げましたとおり、建設場所が確定しないというのに移転建て替えをやるという案が出てくるということ自体全く驚くべきことであって、審議のしようがないわけです。移転そのものをやるつもりなのか、分かんないわけですが、これではね。だから、提案する場合には、移転、新築というふうな提案ですから、移転先がどこかということをはっきりと示さなきゃ審議のしようがないということなんです。だから、これは基本的に重大な欠陥がある提案であるので、撤回をする必要があると思うんだよね。

それから、仮にそのことがいいということになったとしても、移転建て替えを検討する余地はもうないわけだ。住民投票の結果を見ても、大半の住民が移転建て替えに賛成しないわけで、耐震補強工事のほうに7割があったという、その7割の中のほとんどが今の庁舎のままでいいというのがほとんどです。私は一貫してそういうふうに言うております。

この本庁舎の18本の柱は、全部基準値以上の強さがあるということも耐震診断で明らかになった。地下の構造も基準の強度をはるかに超えているというふうに耐震診断で出てくるわけだ。そのことを私は何回も発言しとるわけですが、絶対に倒壊する、そんなことは考えられないというのが耐震診断の中身なんだ。私たちが勝手に地震が来ても大丈夫だと言っとるんじゃないの。専門の業者がそういうふうに診断しとるんだ。

先ほどの討論の中にも、もし新築の方法もあるいは耐震補強工事の今回の議案も、それ否決したらこのままでええということになるのか、無責任だなんて言う人がおったけどね。このままだも大丈夫というのが耐震診断の結果なんだよ。多くの市民はそういうふうに考えてるんだ。20年の耐用年数があるというんだから、20年後の市民が決めたらええんだよ、どうするかというのは。今、我々が十分に強度があるという建物について新築しなきゃならないとか、増築しなきゃならないなんていう、そんなことを我々が言う必要はないわけだ。仮に補強工事が今すぐしてくれなんて誰も言うたらん。補強工事はこの耐震、耐用年数20年の間に、耐用年数の限度の間に合う程度にやればええんだ、もし補強工事をやるとすればね。今のままだも大丈夫だというのが耐震診断書に書いてあるんだよね。倒壊するおそれはない。まして、こんな新

築移転を検討するなどということは必要ないんだよ。

そういうことで、市民の住民投票の意味は無駄なお金を使うなということなんだよ。もっと市民の、この人口減少とか雇用対策とかということにお金を使ってほしいというのが住民投票の意味なんです。以上です。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。河本竜二君。

○3番(河本竜二君) 河本竜二です。私はこの予算、先ほども言いましたように大変重要な予算だと考えております。

そもそも、私の思いは耐震でいい、地震だけであるのなら耐震だけでいいと私も考えます。この場所で耐震をすればいいと思います。東日本が大震災のときに、町ぐるみで被災をされた、あの状況があるので、地震ではなく津波が来るから移転をしてはどうかという国の方針なんですけれども、今、地震に対して耐震だけでいいのであれば僕も澤山さんの意見と同じですが、津波が来た場合にどうするのかというのが今この室戸市の置かれた状況ですので、この予算を通してどちらにするのか、また市民の皆様説明をして参考意見を聞かせてもらって、我々議員もどちらが本当に市民のためになるのか、それを考えていかなければいけない予算だと考えますので、私は賛成といたします。

○議長(町田又一君) 次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) なしと認めます。

これをもって日程第4、議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算(第7号)についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第4、議案第11号令和5年度室戸市一般会計補正予算(第7号)についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(傍聴席で発言する者あり)

〔賛成者起立〕

○議長(町田又一君) 起立少数であります。よって、議案第11号は否決されました。

先ほど市長が訂正いたしました発言については、議長において後日、発言内容を調査、確認の上、処置をすることといたしたいと思っております。

~~~~~

○議長（町田又一君） 次に、日程第5、議案第12号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてを議題といたします。

議案に対し、山本賢誓君外5名から提出されました案文につきましては、お手元に配付したとおりであります。

原案について、提出者から提案理由の説明を求めます。山本賢誓君。

○11番（山本賢誓君） 議案第12号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてをお諮りします。

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

室戸市庁舎建設事業基金条例の一部を改正する条例。

室戸市庁舎建設事業基金条例（令和4年条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

室戸市庁舎建設事業及び室戸市庁舎改修事業基金条例。

第1条中「庁舎建設に必要な」を「庁舎建設及び庁舎改修に必要な」に、「室戸市庁舎建設事業基金」を「室戸市庁舎建設事業及び室戸市庁舎改修事業基金」に定める。

第6条中「庁舎建設事業」を「庁舎建設事業及び庁舎改修事業」に定める。

（発言する者あり）

○11番（山本賢誓君）（続） 「改める」であります。

この条例は公布の日から施行するですけれども、この中に意見として本条例案の改正については、改正案提出再議という結果を踏まえて、現時点では新築移転にのみ利用可能な基金条例となっております。新築移転か耐震補強か双方の選択肢がある中で、双方に使用可能な選択肢を整えておくことは必要だと考えることから、改正案提出ということになります。

市長は、再議提出臨時議会においてこの基金を積み立てる趣旨は、新築移転にも耐震補強にも両方使える趣旨で基金積立てを始めたという重大な疑義のある答弁をしております。基金積立て開始時は住民投票開始のはるか前であり、耐震補強なんて全く選択肢のないときであります。そのときの発言はおかしいと思います。市長のそのような言動が信じられないわけですから、住民投票で新築移転か耐震補強かで市民の方々の審判を仰いだわけですから、耐震補強にも基金を使えるように担保をするのが我々の務めだと考えて、改正案提出ということですから、双方に使えるこの改正案に反対する方々はいないと信じておりますので、御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

議案第12号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に対し質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、日程第5、議案第12号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） なしと認めます。

これをもって日程第5、議案第12号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第5、議案第12号室戸市庁舎建設事業基金条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（町田又一君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

各常任委員会委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

なお、本日配付させていただきました令和4年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

26条第1項の規定に基づき、8月22日付で教育長より報告されたものであります。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましても、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和5年9月第7回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時47分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員